

平成25年6月14日公布

改正ポイントは
以下のとおりです。



道路交通法の 一部が改正されます。



一定の病気等に係る運転者対策

平成26年
6月までに
施行

免許取得・更新時に、一定
の病気等の症状に関する
「質問票」の提出義務

虚偽記載
1年以下の懲役または
30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等
に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する
疑いがあると認められる時
※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定停止制度

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- 「質問票」の記載内容等を踏まえて、運転免許取消しとなった場合でも、病状が快復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。(取消しとなった日から、3年以内に限ります。)
- 「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- 記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。
- 「運転適性相談窓口」が、各都道府県警察に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、ご相談ください。

※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔





悪質・危険運転者対策

平成25年
12月1日
施行予定

無免許運転

無免許運転の下命・容認

免許証の不正取得

現行

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

改正後

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

無免許運転の
幫助行為

自動車等の
提供行為

3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

同乗行為

2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

免許が失効したため免許の取消しを
受けなかった者等の運転免許の再取得

「取消処分者講習」
の受講が必要

平成26年
6月までに
施行



自転車利用者対策

政令で定める違反行為を
繰り返した自転車運転者

講習の受講命令

平成27年
6月までに
施行

一定期間内に受講せず

5万円以下の罰金

ブレーキに不備のある自転車

警察官による検査・
応急措置命令等

平成25年
12月1日
施行予定

検査拒否、命令違反等

5万円以下の罰金

路側帯通行

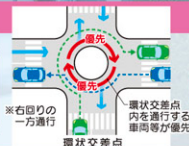
道路の左側部分に
設けられた
路側帯に限定



平成25年
12月1日
施行予定

その他

環状交差点の
交通方法を
定める



平成26年
12月までに
施行

放置違反金の
コンビニ納付
を可能に

平成26年
6月までに
施行